

仙台市外郭団体の経営状況の評価結果 (平成 30 年度決算)

令和元年 9 月

仙台市外郭団体経営検討委員会

1 外郭団体の経営評価

(1) 経過

第三セクターなどいわゆる外郭団体の経営破綻により、地方公共団体本体が財政再生団体に指定されるという事例が生じ、総務省は、平成20年に、地方公共団体に対し、第三セクター等の経営状況の客観的な把握、その結果、経営が著しく悪化している場合の抜本的な経営改善策を講じるよう通知をした。

これを受け、本市では、平成21年に仙台市外郭団体経営検討委員会を設置し、毎年、経営悪化の可能性があるとされる一定要件（以下「2 委員会付議要件」を参照）に該当した外郭団体の経営状況について、外部の専門家による評価を受けている。

また、平成29年には、総務省より地方公共団体に対し、相当程度の財政リスクが存在する第三セクター等について、経営健全化方針を策定するよう通知がなされているが、本市においては、委員会設置以降、総務省の基準よりも厳しい要件で評価を実施し、これまでのところ経営健全化方針の策定が必要となった団体はない。

(2) 対象となる外郭団体

仙台市における外郭団体の定義は、

- ア 市が当該団体の基本財産等の4分の1以上の出資又は出捐を行っている団体
 - イ 市の事務事業との密接な関連性から、その設立に市が主体的に関与し、かつ市が当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体
- のいずれかに該当する団体であり、令和元年7月1日現在で27団体となっている。

今年度においては、出資比率や設立経緯により他の地方公共団体（宮城県）が本市より主体的に関わっている2団体を除いた25団体のうち、あらかじめ定めた一定の要件（「2 委員会付議要件」参照）に該当した4団体について、具体的な評価作業を行った。

当該4団体については、平成30年度の決算資料を基に、必要に応じて、令和元年度予算書等の資料を精査し、委員の合議により評価を行った。

2 委員会付議要件

前期決算（5については前3期決算）について、下記のいずれかに該当する外郭団体（他の地方公共団体が主導的な立場にあるものを除く。）を、付議対象とする。

1 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定すると債務超過になること

※ 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）第二の二に規定する標準評価方式による評価が「A」以外となることを言い換えたもの。同基準は、自治体が団体の債務について損失補償又は保証をしている場合にのみ対象となるが、本市においては、全ての外郭団体について、この基準の対象とみなして評価を行うこととする。

2 債務超過にある団体であること

※ 退職給付引当金及び賞与引当金について、所要額を全額計上せず決算を作成している団体については、全額計上したと仮定して再計算した場合、債務超過状態と同等とみなされる場合を含む。

3 事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの5倍の額の絶対値が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること

※ キャッシュ・フロー計算書を作成していない財団等にあっては、「当期経常増減額がマイナスであり、当該当期経常増減額の絶対値から減価償却費及び引当金を引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と、株式会社等にあっては、「経常損失の額から減価償却費及び引当金の額を差し引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と読み替えるものとする。

4 累積欠損金2億5千万円以上、かつ、基本財産、資本金又はこれに類するものの概ね50%以上であること

5 直近3年度全てにおいて経常損失が生じており、かつ、経営の改善傾向が見られないこと

※ 「経営の改善傾向が見られる」とは、経常損失額が①前期と前々期、②前々期と前々々期、③前期と前々々期のいずれかの対比で20%以上減少している状態をいうものとする。

3 委員会付議要件該当団体

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会（要件1に該当）

公益財団法人 仙台市建設公社（要件3に該当）

公益財団法人 仙台市医療センター（要件3に該当）

公益財団法人 仙台観光国際協会（要件5に該当）

4 評価結果

評価結果	該当団体
1 著しく経営状況が悪化しており、抜本的な経営改善が必要な団体	なし
2 著しく経営状況が悪化しており、経営改善努力が必要な団体	なし
3 著しく経営状況が悪化しているとまではいえないが、経営状況の推移に注意が必要な団体	なし
4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会 公益財団法人 仙台市建設公社 公益財団法人 仙台市医療センター 公益財団法人 仙台観光国際協会

《各団体に対する評価コメント》

① 社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会

当該団体は、地区社会福祉協議会への活動支援や各福祉施設の管理運営（指定管理も含む）、地域包括支援センターの運営等を行っている団体である。

経常損益が赤字となった主な原因は、平成30年度から賞与引当金を計上することとし、当年度の職員賞与実支給額（支給額の一部は前年度に帰属する費用）のほかに次年度支給予定職員賞与のうち当年度に帰属すべき額を賞与引当金繰入として費用計上了ことによる人件費の増加である。従って収益性の低下により経常損益が赤字となったわけではない。

以上のことから、著しく経営状況が悪化している状態ではないと判断するものである。ただし、賞与引当金繰入を除いても経常損益が一定程度赤字であることから、来年度に改善状況の報告を求ることとする。

② 公益財団法人 仙台市建設公社

当該団体は、市営住宅等の指定管理、学校先行建設事業、駐輪場・駐車場運営や交通安全増進事業等を行っている団体である。

事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなった主な原因は、未払金の減少である。仙台市からの受託事業である応急仮設住宅管理事業が平成29年度末で終了し、同年度末の当該事業に係る未払金（仙台市からの概算払い額が多かったことによる返還予定額）を、平成30年5月に返還したことにより、一時的に事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなった。従って経営上の問題により事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなったわけではない。

以上のことから、著しく経営状況が悪化している状態ではないと判断するものである。

③ 公益財団法人 仙台市医療センター

当該団体は、仙台オープン病院、茂庭台診療所、茂庭台豊齢ホームの運営による公益的医業、がん及び生活習慣病の検診事業等を行っている団体である。

事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなった主な原因は、救急センター建設に係る前年度末未払金を当年度に支払ったことによる未払金の減少である。しかし、当該未払金の減少は、実質的には固定資産の取得支出であるため、本来は事業活動によるキャッシュ・フローではなく投資活動によるキャッシュ・フローと見るべきである。そのように見た場合、事業活動によるキャッシュ・フローはプラスとなり、経営実態が悪化していることにはならない。

以上のことから、著しく経営状況が悪化している状態ではないと判断するものである。

④ 公益財団法人 仙台観光国際協会

当該団体は、観光振興に関する事業や、多文化共生・国際交流に関する事業等を行うことで、観光客の誘致や交流人口の拡大等に寄与している団体である。

直近3年度全てにおいて経常損失が生じている主な原因是、仙台市の補助金が、原則として資金収支計算書上の当期収支差額がゼロ円となるように算定されることから生じる資金収支計算書と正味財産増減計算書との齟齬である。この補助金算定方式のもとでは収益性の悪化は想定できないが、正味財産増減計算書の構造上、経常増減差額がマイナス（経常損失）となる場合がある。

以上のことから、著しく経営状況が悪化している状態ではないと判断するものである。

5 委員名簿（敬称略）

委員長 橋本潤子（橋本潤子公認会計士事務所・公認会計士）
委員 大泉裕一（大泉会計事務所・公認会計士）
委員 西村一幸（東北大学会計大学院教授・公認会計士）

